

第23号議案

知事等の給与の特例に関する条例

(知事の給与の特例)

第1条 知事の給料の月額、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号。以下「特別職給与条例」という。)第2条第3項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例)

第2条 副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、特別職給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額から当該額に、副知事にあつては100分の8を、教育長及び常勤の監査委員にあつては100分の6を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(病院事業管理者の給与の特例)

第3条 病院事業管理者の給料の月額は、特例期間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。